

摂津市議会「第3回定例会」終了

市民負担増ヤメテ！

「学童保育室条例」の一部改正など3件の議案に反対

学童保育事業の民間委託拡大(摂津小)
利用料の引き上げ4500円→6000円に

摂津市議会「第3回定例会」が9月6日から29日までの会期で行われました。

この議会では冒頭に2022年度の決算報告がおこなわれ、閉会中の審査が下記の日程で行われることとなっています。

また、26日・27日の本会議では、野口ひろし・安藤かおる・ひろ豊の各議員が一般質問に立ち、市の財政問題や職場環境の問題、防災対策、PFOA汚染問題、鳥飼地域の小学校の統合問題、安全安心の学校給食等について質問し意見や要望など訴えました。

(詳細は次号で紹介)
27日におこなわれた議案の採決では一般会計補正予算・条例改正等すべての議案が可決されましたが、日本共産党は委託事業の拡大が盛り込まれた補正予算や学童保育室の利用料引き上げの条例改正等に対し、市民を守る立場から反対しました。(討論を裏面に掲載)

28日29日の議会役選では、野口ひろし議員が議会選出の監査委員に選ばれました。また、各委員の委員会所属(委員長、副委員長等の役職)も左下のように変更しています。

引き続き、10月19日から始まる決算審査の委員会の中で、市民のみさんから寄せられている声を届け、住民が主人公つらぬき、くらし応援の市政へと切実な願いの実現へとがんばります。くらしの相談や市政に対するご意見ご要望などもお気軽に4人の市会議員団へとお寄せください。



7件の意見書を可決

日本共産党提出(1~3)含め7件の意見書が可決されました。2は大阪府に、3は国と大阪府に、他は国に向けてのものです。

1. 核兵器禁止条約第2回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書
2. PFOA等についての敷地内濃度の公表を求める意見書
3. 大阪・関西万博における時間外労働の上限規制の適用を厳格に求める意見書
4. フリースクール等への公的支援に関する意見書
5. ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書
6. 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書
7. 再審法改正を求める意見書

☆ 役員改選が行われ、新三役が決まりました。

議長 水谷 毅 (公明)
副議長 松本 暁彦 (自民)
監査委員 野口 ひろし (共産)



別府2-22-22
Tel.090-9254-7643

民生常任委員会
(委員長)
議会運営委員会
民生委員推薦会委員



千里丘東5-11-6-302
Tel.090-3976-5963

文教上下水道常任委員会
駅前等再開発特別委員会
(副委員長)
都市計画審議会委員



鳥飼野々3-24-3
Tel.090-1919-3951

総務建設常任委員会
(副委員長)
淀川右岸水防事務組合議員



昭和園8-11-108
Tel.090-7095-4929

総務建設常任委員会
監査委員

議会傍聴にお越し下さい

委員会の傍聴もお気軽にお越しください。各委員会は午前10時から開会の予定です。また、終了した本会議の様子はインターネット市議会ホームページから録画配信でご覧いただけます。

2022年度決算審査の日程

昨年度決算を審査する委員会が開催されます。

月日	曜日	会議名
10/19	木	文教上下水道常任委員会 民生常任委員会
10/20	金	総務建設常任委員会 委員会予備日
10/23	月	委員会予備日
10/25	水	委員会予備日
10/26	木	委員会予備日
10/27	金	駅前等再開発特別委員会

9月27日、本会議で日本共産党議員団を代表し、ひろ豊議員が反対討論を行いました。

日本共産党議員団を代表して、議案第59号、第62号、第63号について反対の立場から討論を行います。

初めに、「議案第59号、令和5年度一般会計補正予算(第5回)」についてです。

この予算案では学童保育事業について、摂津小の6クラスを来年度から民間委託に切り替えるための債務負担行為の設定と引き継ぎ事業の予算が計上されています。現在の3校(三宅柳田・鳥飼・鳥飼東)5クラスの委託が始まって今年で4年目です。『事業者の選定において保育事業等の実績のある市内社会福祉法人及び学校法人に限定していることもあり、現場では大きな問題もなく保護者のみなさんには概ね高評価をいただいている』との報告は受けました。ですが、この間2回の事業者選定の公募において手をあげる事業者は少なく、指導員確保の課題と保育事業における慢性的な保育士不足の状況からしても、民間事業者に頼り切った今回の提案には疑問をぬぐえません。

また、5年前に民間委託を開始する際には抵抗感があった保護者会に対し、理解を得るためにと繰り返し丁寧に協議を重ねてきたプロセスを振り返ってみても今回の提案は乱暴で拙速と言わざるを得ません。

学童保育事業の運営主体や指導員は、子ども、保護者、学校、地域との関係を重視し、安定性、継続性が求められます。3年ごとに事業者が変わる可能性もあるのが民間委託です。学童保育運営指針と照らしてもやはり直営を基本に検討しなおすことを求めています。

学校給食調理業務の民間委託も小学校給食が5年間、テリバリー選択制の中学校給食が給食センター完成までの約3年

間、債務負担行為

で上がっています。美味しい給食をすべての子どもたちに安全安心に届け



る上でも調理業務を含めて公が責任をもつて進めていくのが基本だと我々は考えています。委託業者が撤退し、給食が滞ってしまつ事案が身近な府立摂津支援学校でおきました。物価高騰の影響も含め様々な要因が重なり合つてのことでしょうが、こうした委託業者の撤退は摂津市では以前にも経験していることですし、改めてリスク認識を強く持つことが必要です。また、業者選定で事業者が新しくなるたびに引き継ぎ業務等で栄養士や調理員の役割も大きくなりますが、現状の栄養士の体制、現業不補充路線のもとでの給食調理員の体制も心配がぬぐえませんが、

今後の中学校給食センター開始に向けて、安全安心の美味しい学校給食を続けていくうえでも、委託ありきではなく根幹を担つ栄養士や調理員などの人材を確保、育成していくことを強く求めます。

次に「議案第62号、学童保育室条例の一部を改正する条例」についてです。

今回の条例例では、学童保育室の入室年齢を小学3年生までから4年生以上に拡大することが盛り込まれました。府内各市とくらべても、また自ら策定した子ども子育て支援事業計画に照らしても、その実施は大変遅れていたものです。しかも全小学校一斉実施ではなく、当面鳥飼の4つの小学校に限定されたことは不十分だと言わなければなりません。また、同時に示された、現行4,500円から6,000円への利用料の引き上げは到底認

められません。低所得の非課税世帯への減免制度はあるもののその対象は全体の1割にも満たないことです。コロナや物価高騰の影響で繰り返し子育て世帯に給付金等が実施されている背景には、子育てや教育費の経済的負担が少子化の要素の一つに挙げられているからです。多くの自治体で学校給食費の無償化や子ども医療費の無償化の流れのある今日、学童保育においても負担の軽減こそ求められていると考えます。一般質問で述べたように土曜や夏休みなど終日利用の際にお弁当を持って来られない子ども、おやつ代月1,700円を持って来られない子どもが現にいるわけです。利用料引き上げは中止し、学童給食の検討やいつその負担軽減の取り組みを求めます。

「議案第63号、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてです。

今回の条例例では、指導員不足を補つための措置として、研修を2年以内に受講する予定があれば未終了であっても構わないというような要件の緩和が盛り込まれています。これは国の基準の緩和に沿うものであって、摂津市ではそういったことを想定してはいないとのことでした。しかしながらこうした要件緩和が指導員の地位向上や、その指導員や支援員の求められている資質、専門性を阻害する要因になりかねないとも言えます。安易な要件緩和と

いっなのはやはり抑制的でなければならぬということ。を申し上げ、以上反対討論とします。

